



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT CONSULTING GROUP

2011年12月7日

「LT会」会報第11-19号（総97号）

LTコンサルティンググループ

### アップル社は中国大陸で「iPad」商標権を失うのか？

2010年の弊社会報68号で、アップル社（米）と中国広東省深圳市にある唯冠科技（深セン）有限公司（以下「唯冠深セン」という。）とのIPAD商標権に関する係争事案を紹介した。係争中にもかかわらず、アップル社は「iPad（アイパッド）」の中国での発売を強行した。以来1年、中国では、iPhoneブームと同じ様に、iPadブームとなっている。北京・上海等の大都会の空港・カフェではiPadを楽しむホワイトカラーを良く見かける。そんな中、12月6日に広東省深セン市中級人民法院（日本の地方裁判所に相当）が、第一審の審査結果として、アップル社の訴えを退ける判決を言い渡した。これにより、中国大陸ではiPadの商標権がアップル社の所有とならない可能性が出てきた。

弊社68号会報でも紹介したが、この係争は、2000年「唯冠」グループの台北会社（以下「唯冠台北」という。）が複数の国でiPadを商標登録したことに起因する。2001年、同グループ所属の唯冠深センが中国大陸（台湾・香港・マカオを除く中国各地）でさらに2種類のiPad商標を登録した。その時点で、アップル社はまだタブレット型コンピューターの発売を開始していなかった。

2009年、アップル社と唯冠台北の合意により、唯冠台北は所有するiPad商標を3.5万ポンド（約420万円）でアップル社に譲渡した。ただ、その後、唯冠社側が「中国大陸でのiPad商標は唯冠深センに所属し、唯冠台北はそれを譲渡する権利がない。このため、中国大陸での商標権が上記の譲渡契約に含まれない。」と主張したことから、商標権を巡る係争が始まった。

2010年4月、協議により解決できないため、アップル社は原告として唯冠深センを提訴した。訴訟要求は「①iPadの商標権が原告所有権の確認、②原告側商標権調査費、弁護士費など約400万円（約5000万円）の損失賠償請求。」とした。

深セン市中級人民法院は2010年4月19日に同案件を受理し、2011年2月23日、8月21日及び10月18日に3回の審理を行った。その結果、深セン市中級人民法院は「原告が他人の商標を取得するためには、中国の法律に基づき、商標権利人と商標譲渡契約を締結し、必要な譲渡手続きをしなければならない。しかし、同案件の譲渡契約は原告と唯冠台北との契約であり、且つ唯冠台北は被告との表見代理も成立しない。したがって、原告の訴訟請求には事実と法律根拠とも



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT CONSULTING GROUP

---

不足している。」との理由で、原告訴訟要求を却下した。

現時点で、アップル社は第二審に控訴するかどうかについてまだ発表していない。仮に最終判決（中国の裁判は二審制）でも敗訴した場合、今後中国で iPad を販売するために、アップル社は高額な商標使用料の支払いを余儀なくされ、同社の中国戦略に少なからず影響することとなる。

〈上記内容は、中国各マスコミの報道により整理したもの〉